県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員会会議録

日時 令和2年12月17日(木) 開会時間 午前10時00分

閉会時間 午後2時05分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 皆川 巖

副委員長 土橋 亨

委員 浅川 力三 河西 敏郎 白壁 賢一 猪股 尚彦

渡辺 淳也 向山 憲稔 飯島 修 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総務部長 市川 康雄 総務部理事(次長事務取扱)小澤 浩

資産活用室長 小澤 浩 行政経営管理課長 保坂 一郎

森林環境部長 村松 稔 林務長 金子 景一 森林環境部次長 保坂 陽一

森林環境部技監 山田 秋津 県有林課長 小沢 武雄

参考人

平成28年度富士·東部林務環境事務所長 橘田 博

平成28年度県有林課長(現 森林環境部技監) 山田 秋津

令和元年度行政経営管理課長(現 峡東地域県民センター所長) 石原 洋人

議題(付託案件) 県有地の貸付に関する調査及び検証に関する件

第120号 和解の件

第121号 和解の件

会議の概要 まず、本日配付された資料のうち「裁判所提出書類」について執行部から説明を受けた。

次に、12月10日の審査において後日回答することとされていた向山委員 及び小越委員からの質疑について、執行部から回答を受けた後、質疑を行った。

次に、参考人の橘田博氏から「平成28年度富士・東部林務環境事務所長だった当時の県有林貸付事務の状況」について意見聴取、参考人の山田秋津氏から「平成28年度県有林課長だった当時の県有林貸付事務の状況」について意見聴取、参考人の石原洋人氏から「令和元年度行政経営管理課長だった当時の平成29年(行ウ)第6号事件の訴訟に係る事務」について意見聴取を行った後、質疑を行った。

最後に、明日12月18日午後1時から委員会を開催し、引き続き質疑を行うとともに、第121号議案の審査を行うこととされた。また、12月23日

及び24日に委員会を開催し、現地調査、参考人招致等を行うこととされた。

主な質疑等

※12月10日の審査において、後日回答することとなっていた向山委員及び小越委員からの 質疑に対する回答について

質疑

保坂行政経営管理課長 向山委員から御質問のありました、「原告側が11月議会で和解案が議 決されなければ白紙にすると言っていたその理由は何か」と、「弁護士同士のや りとりがあるということであるが、それについて聞いていないのか」という御 質問がございました。それについて、原告・被告代理人のやりとりを確認しま したので、お答えいたします。

> まず、県の訴訟代理人から和解条項案の議会での承認が11月議会ではなく、 来年の2月議会となっても、引き続き和解案を受け入れていただくかどうかと いう問い合わせを原告代理人にしております。

> それに対して、原告代理人の回答なんですけれども、「本和解案は、山梨県にとって適正な行政を行うという点でも、訴訟経済の面でも何らの不利益となるものではなく、本和解案に反対する要素は到底見出すことはできません。極めて有利な内容の同和解条項案に反対するということは、原告にとって信じがたいことであり、山梨県による適法適切な県政の遂行に疑いを生じさせるものと評さざるを得ません」という回答がありまして、万一11月議会で本和解案が成立しなければ、本和解案の受け入れを白紙に戻すという原告代理人からの回答があったと、こういうことになっております。

(発言する者あり)

皆川委員長 後で反論を。

小沢県有林課長 小越委員からの御質問にお答えをいたします。

御質問の内容、賃貸借契約13条に基づく貸付土地への立入調査等の対応状況でありますけれども、昨年度の実績としましては、支障木の調査など、5回の現地確認を行っているところであります。

以上です。

以上です。

皆川委員長 執行部の説明が終わりました。

今言われた、これらの件に関する質疑に入ります。

今の2つの件について質疑を行いたいと思います。今までのこの膨大な説明 書並びに今、向山委員あるいは小越委員に対する回答についての質疑に入りた いと思います。質疑はありませんか。 向山委員

よろしくお願いします。

膨大な資料がある中で、端的にお伺いしますので、回答もなるべく端的にい ただければと思います。

裁判資料なので、必ず争点は存在をすると思いますけども、この争点に関していえば、適正な価格とは何か、いわゆる開発前の素地価格か現況価格か。その後に出てきた嶋内鑑定の是非について。歴代知事らの責任。この3点が争点として、大きくいうと存在していたと思います。

この争点は、1番、2番については原告、被告で争点がなくなったのは、足 立弁護士が就任をされて新しい方針を出してから、その争点は今、存在しない という認識でよろしいでしょうか。

金子林務長

今言われた2つの争点は、被告と原告の間では存在しないということでございます。

向山委員

その上でお伺いしていきます。適正賃料についてお伺いしますけども、被告準備書面の7、この5ページになります。この被告準備書面は令和2年2月28日なので、藤田弁護士の当時のものですけども、この5ページが端的に、これまでの県の見解をまとめられているのかなというふうに思っています。

上のほうでいくと、このように本件貸付によって成立する別荘地の開発及び 運営は、公益の観点から大きな意味のあるものであると。手続的側面、もろも ろ書いてあるんですけども、このように本件契約に係る対価の設定に際しては、 その過程において恣意的要素が削除され、適正さが確保されるための十分な手 当てがされているものであると。

その後、7ページにまとめがあります。このまとめ、かなり短くこれまでの 争点部分をまとめているのかなと思うんですけども、簡単にいうと、これまで の県の契約については、適正なものであるということですけども、この被告準 備書面7のこの主張は全て今、撤回されているということでよろしいでしょう か。

金子林務長

ここに書いてある趣旨、要は今までのやり方が適正であるといった点については撤回をしているということでございます。

向山委員

その趣旨というか、そもそも、よって本件貸付に対し、対価につき定めた山梨県知事の権限行使は、その裁量権の範囲を逸脱またはこれを濫用したものとは認められないということが書いてありますけども、ここら辺の部分についても、今と見解は変わっていないんですかね。趣旨が変わっていないということであれば。

金子林務長

以前もお話をしたと思いますが、その訴訟の進め方として、要は適正な対価というその真実を発見していこうという姿勢に変わったということでございまして、訴訟だけのことを考えると、相手の主張にもちろん反論しつつ、合理的な裁量権の範囲だというような主張で勝訴に導こうといった考え方から、適正

な対価という真実は何かを発見しようということで、そういう観点から、今までやっていったことが適正な対価であるということを法的に立証することが困難になったので主張を変更したと、そういうことでございます。

向山委員

すみません、簡単にもう一度ここだけ確認したいんですけど、この被告準備 書面7の段階では、先ほど言った適正価格の争点と、鑑定についての争点は存 在をしていたということでよろしいですか。

金子林務長

この段階で、考え方とすると、被告準備書面の5番をちょっと見ていただきたいんですが、この被告準備書面5の1ページ目の一番下から3行目ですが、被告としては、住民訴訟の法的意義を踏まえ、透明性の確保と県民に対する説明責任に配慮した訴訟追行をする所存であるということで、ここで姿勢、これがちょうど知事がかわったところの準備書面、県として真実を追究していこうという方針が明らかになったところなので、ここでこういう姿勢を示していたんですが、その後、きちっとこれまでの主張に対する、要は現況による賃料が適正でないか適正であるかというところに対する法的な議論の決着がついたのが8月ということですので、その過程のその間の状況であるというふうに考えています。

向山委員

わかりました。では、まだこの過程の中で争点はあったというふうに認識を した上で、この前の議論でもあったんですけど、これだけの裁判のいわゆる県 としての主張の変遷があるわけですよね。そうであれば、どの段階で、どこと どこの準備書面の間で、誰と誰がどういう議論をして、今回の法的な誤りにつ いて発見され、見つけたんでしょうか。明確に日付と参加者だけお答えいただ ければ大丈夫です。

金子林務長

今のお話は、8月12日の上申書提出までに、方向とすると今までの主張が成り立たないということが明らかになったということでございます。

向山委員

もう一度言います。訴訟は、一般的な感覚でいきますと、被告たる県と訴訟 代理人は、代理人としての遂行を進めていく上で、主張転換する場合には、同 意を取っているはずであります。その主張の転換点というのは非常に今回重要 になっています。その主張の転換点を訴訟代理人と一緒に話し合ったのは誰と 誰で、いつどこでどんな会議をしたのかということを、そこの部分だけ端的に お伺いします。

金子林務長

代理人を含めて、庁内での検討もそうなんですが、いろいろな場面でいろいろなメンバーでやっていて、この1回でこれを決めたということはございません。そういうことでございます。

向山委員

これだけ大きな方針転換をして、訴訟遂行上これをかえるときに、誰の決裁 もなくて、誰の権限も判こもなくて、誰かと誰かの何となくの会議で決まった んでしょうか。そこについては、どういう会議をやっているのか。きちっと会 議の出席者とか、そういうものは全部メモとか議事録を残されていますか。

金子林務長 オフィシャルな委員会、会議ではないので、議事録とかは全て残っているかとか、そういうことについては、ちょっと調査をしてみないとわからないところでございます。

向山委員 これまで90年間の方針転換をするに当たって、オフィシャルではなくて、 内々で誰と誰が決定をしたんでしょうか。

金子林務長 オフィシャルではないというのは、例えばこの委員会のようなもの、あるいは庁議というものではないという意味で、会議自体、しっかりした会議は何度も行っています。それは例えば私どもの部と総務部、あるいは法制担当、あるいはその場面によって知事も入る。さまざまな議論が行われた結果、これまでの主張は法的に成り立たないということを確認したというところでございます。

向山委員 では、法制担当にお伺いします。訴訟の中でのいわゆる争点が存在をしたものが、この8月12日からは争点が存在をしなくなる、大きな転換が行われたというふうに認識をしていますけれども、この部分については、庁内ではどのような議論をして、具体的にいつといつ会議を行ったというのを、この委員会に示していただきたいと思いますけれども、参加メンバーも含めて、いかがでしょうか。

保坂行政経営管理課長 法制担当は、森林環境部と協議をしながら物事を進めていきますので、 森林環境部の整理を、連絡をとってそこら辺のお答えを示せればと思って、対 応していきたいと思っております。

向山委員 すみません、ちょっと自分の説明が……。訴訟において大きな転換だったことは皆さんも認められている、承知をされていると思いますけども、この法制の担当とすれば、今までの主張が全く変わるわけですよね。そのことについて重要な会議だし、決定だと思うんですけども、そこについてのメンバー、誰がどういうメンバーで、いつの会議でこの決定をされたんでしょうか。もちろん課長も総務部長もそこには出席をされているんでしょうか。

皆川委員長 総務部長、どうですか。

市川総務部長 すみません、今現時点で、先ほど委員がおっしゃったような、いつ、誰とど こでというところの詳細なことを今答弁できる材料は手元にはないんですが、 ただ、これについては御指摘のとおり、県の方針に深くかかわる話でもござい ますので、当然森林環境部とともに、こうした議論の過程には参加してござい ます。

向山委員 きのうまで議論して、何となく8月12日にこれが出てきちゃったというん だったらわかるんですけど、そうじゃないと思うんですよ。行政機関、執行機 関である以上は。方針があって、それを大転換したのはこの8月12日ということを、改めて資料を見させていただいてわかったんですけど、どの段階で、総務部長、また林務長、知事は政治的なもの、恣意的なものを排除するということで、もしかしたら入っていないかもしれませんけども、総務部長、林務長、行政機関の方々が、これは法的に間違いだと、これは正さなきゃいけないということに気づいたのは、いつなんでしょうか。

市川総務部長 すみません、繰り返しになって恐縮ですが、ちょっと今の時点で手元にいつ という話はございません。

向山委員 じゃ、すみません、いつと言ってしまうとあれなんですけど、それはちょっと調べてまた御提示をいただきたいと思うんですが、そういった会議を持ったことはあるのか、ないのか。

市川総務部長 強いて言えば、上申書の案は当然のことながら、事前に訴訟代理人のほうから私どもについて送られて、確認を求められているところでございます。それを関係者間で共有したのは、基本的にはその上申書の提出の前になろうかと思いますけれども、そういったタイミングになろうかと思います。

向山委員 であれば、法的な間違いを見つけたのは足立弁護士であって、法的な間違い を見つけた足立弁護士のこの上申書を見て、ようやく県のほうで検討を始めた という認識でよろしいでしょうか。

市川総務部長 先ほど林務長のほうから御答弁申し上げましたように、この間、要するに長崎知事就任後ですけれども、議論は当然続けてきたわけでございます。ですので、足立弁護士の上申書の案を見て初めてそのとおりだというような話をしたのではなく、もちろんそういった議論を重ねた上で、その案について、確認を取って上申書が提出されたということでしかないので、全て足立弁護士が決めたとか、そういうことではないことは御理解いただければと思います。

向山委員 もっと整理して言うと、そんな難しい話じゃなくて、今回のこの話というの は、現況価格で算定をしなければいけないものを、素地価格で間違ってやって いましたという話なんですよね、簡単に言うと。それを見つけたのはいつで、 誰がそれを見つけて、県の組織として現況でいきましょうと決定をしたのは、 いつですかと。そんなに難しくない質問だと思うんですけど、そういう質問で す。

市川総務部長 法的な話については、やはり訴訟代理人でもありますし、顧問弁護士でもあります足立弁護士と、そこは議論をさせていただきました。さまざまな課題、これまでの主張を転換するに至るまで、いろいろな問題を整理されるんですが、やはりその裁判所に対してきちんと申し述べなければいけないわけですから、そこは法的に整理するということでは、足立弁護士に御相談はしております。

そういった議論を重ねた中で、被告である私どもとして整理してやっているので、どこについて誰がというような話というのは、なかなかちょっと難しいのかなとは思いますけれども、議論を重ねてここに至っているということでございます。

向山委員

では、わかりました。いつどこでとは、なかなか難しいので、一応整理をしていただいて、誰と誰がどういう会議でやったかという資料を委員会に提示をしてもらいたいと思います。このときに、訴訟の方針が大体決まりましたよというのも含めて、それも含めて出席者も入れていただいて、これだけ大きな転換なので、どういう議論をして、議事録はないというふうにおっしゃいましたけども、いつも私も打ち合わせするときに、県の職員の皆さん、メモしていますので、そのメモでいいので、打ち出していただいて、どういう議論があって、今回のこの大転換になったのかというところの資料を求めたいというふうに思います。

皆川委員長 今、向山委員から質疑に対する会議等の資料を求められておりますけれど、 いかがでしょうか。資料要求よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 では、そういうことで資料要求いたしますので、ぜひ準備していただきたい と思います。

向山委員 端的に聞きます。幾つかあるんですけども、どうしてもちょっと見逃せない 部分が2点あります。

1つは、富士急行との癒着構造についての部分です。これは、原告の第1準備書面の3ページに、最初の第1準備書面の段階から言っているんですけども、補助参加人が低廉な地代を利用して営利活動を行っていることということで3点、メリット $1\cdot 2\cdot 3$ とありますけども、これを端的にお伺いしますけども、この $1\cdot 2\cdot 3$ の営利活動は、現時点でも県は問題ないという認識でよろしいでしょうか。

皆川委員長 答えが出そうもないので、暫時休憩いたします、5分間。この場でいいです。

(休 憩)

皆川委員長 それでは、再開いたします。 では、向山委員の質問に答えてください。お願いします。

小沢県有林課長 先ほどの向山委員の御質問であります。原告の現在の3ページの主張でありますけれども、低廉な地代で賃借している本件別荘地とありますけれども、こういった形で事が行われているのかどうかも含めまして、今後設置します検証 委員会において検証をしていきたいと考えております。 皆川委員長 検証委員会って、どこの検証委員会。この検証委員会か。

向山委員 検証委員会でこういうことも議論するんですね。そういう認識でいいのか。 事業を行っているか、言い方は悪いですけど、不当利得を得ているのか、そこ も含めて検証委員会で議論すると。県としては結論を出していなくて、検証委

員会に任せるということでよろしいでしょうか。

小沢県有林課長 ちょっと言葉が足りなかったんですが、富士急の不当利得について検証を行っていくとしておりますので、そこの部分で検証していきたいと。

向山委員 承知しました。この当時は、見解が今と全然違うので、今の見解になって、 この契約自体、やっていたこと自体も不当になるかどうかということも検証す るんだというふうに理解しました。

> その上で、原告の第5準備書面、11ページですね。かなり厳しい言葉で書いてあるんですが、山梨県と補助参加人・富士急行との癒着構造についてと。 具体的なやりとりまで書いてありまして、森林総合利用協議会、何度も出てきましたが、特に13ページの7行目ぐらいですかね。

皆川委員長 ちょっと待って。13ページか。

向山委員 13ページです。原告第5準備書面の13ページです。

皆川委員長 13ページのどこを見たらいいか。

向山委員 7行目、読みます。県有林課長は、不動産鑑定評価により、貸付料を算定しているとの明白な虚偽説明をした上、借りる人がいるということは、転貸料も適正であり、委員があたかも富士急が暴利をむさぼっているかの発言をすることは不当であるかの強圧的な回答を行ったと。

14ページ、下から3行目です。県有林課長の森林総合利用協議会での虚偽の説明と、その後の県有林課長の補助参加人関係会社への天下りという県と補助参加人との癒着構造を疑われても仕方のない公正らしさを欠く事実が存在する以上ということで、原告は虚偽答弁と言っていますけども、この虚偽答弁という表現についてはどうお考えでしょうか。

皆川委員長 答弁できますか。

小沢県有林課長 委員御指摘の点も含めまして、今後、検証委員会におきまして貸付業務の適 正性について検証をしてまいりたいと考えております。

向山委員 県のほうではまだ判断できていないということで、検証委員会ということで 確認できました。

そのあと、これは被告準備書面6の25ページ。ここには、補助参加人・富

士急行への再就職を果たされた方、原告は天下りと表現をしていますけども、 その面々が、個人情報ですけども、名前が載っています。

これを受けて、原告は第6準備書面、すみませんが、また原告に戻りますけども、原告の第6準備書面の19で、天下りに関する部分について、求釈明への回答についてということであります。少し読ませていただくと、平成19年度以降、補助参加人またはその関連企業に再就職した職員が、県有林課長のほかに4名おり、そのうち1人は県有林課に在籍していたという。

そして、富士観光興業株式会社での勤務状況について見るに、これらは、いわゆる天下りと評されるべき再就職であることは明らかである。そのような職員のかかわった県有林関連の行政について、その職務遂行の正当性が激しく問われるのは当然である。県において、県民の理解が得られる十分な説明をなすべき責務を負っているところであり、被告も本件訴訟において十分な説明と立証をなすべきである。

ここについて、再回答を求められているんですけども、2点お伺いします。 この天下りと原告側が言っていることについては、違法性はなく適正なもの だったという認識なのか。

もう一点は、この天下りに関していうと、本訴訟において十分な説明と立証 を原告側から求められておりますが、被告としての回答を、いつどのように行 う予定でしょうか。

皆川委員長 答えられなかったら、暫時休憩しましょうか。

向山委員 では、委員長、ちょっと質問をかえます。また、まとめて答えられるのなら 答えてもらえばいいです。

皆川委員長後でその答えも出してもらうということで。では、質問をかえて。

向山委員 富士急行の件については、また後ほど、今の2点、天下りの的確性、訴訟で の回答をどのように行うのかという点についてお伺いしたいと思います。

もう一点、重要なところで、北富士演習場について、この資料の中では、かなり触れられていて、原告の第1準備書面から触れられているんですけども、これは被告の準備書面の2の13ページには、これは読むので、聞いていただければいいんですが、演習場の使用料は、国が提示した金額をもとに交渉により決定しており、県は鑑定評価書を所有していないと。また、原告の第5準備書面の4ページ、原告側の意見です。本件土地については、減額改定され続けており、増額されたことは一度もない。これは富士急の土地のほうですね。これは誰の目から見ても極めて不自然というほかなく、この1点のみをとっても、山梨県側の対応が国相手と補助参加人相手で全く異なり、山梨県における最有力企業である補助参加人に異常なまでの便宜を図っていたことも見て取れると。

それを受けて、被告の準備書面6です。8ページ、県側の見解が書いてあるんですけども、北富士演習場と本件土地の賃料の比較についてと。北富士演習場の賃借料の算定には、政治的配慮、その他が含まれ、通常の取引とは異なる要素が大きいため、通常の不動産鑑定になじまないことというふうにあります

けども、これは確認ですけれども、現在、方針転換した後でも、この見解は変 更ないということでよろしいでしょうか。

金子林務長 今2つございましたが、北富士のお話と、あと賃料を下げ続けているという、 この2点でよろしいですか。

向山委員 政治的配慮がされているという部分、そこは変わらないかということです。

金子林務長 北富士演習場に対しては、本件土地の適正対価を出していく上で、そこは関連していないというふうに考えています。

賃料がずっと減額改定され続けているというのは、これは貸したときからずっとそういうことになっているわけではなく、バブル期の異常に土地価格が上がって賃料が上がったときから見ると、ここずっと、これは平成9年以降ですので、それ以来が下がっているということで、バブルの前には当然に上がってきているということでございます。

向山委員 政治的配慮があって、通常の不動産鑑定になじまないことというのは、この 見解は今でも同じという認識でよろしいですか。

金子林務長 交渉で価格を決めてきていますので、不動産鑑定にはなじまないということ ではないかと思っております。

向山委員 その上で、原告は第6準備書面で不動産鑑定になじまない土地などあり得な いというふうに、ここも反論をしています。

その上で、第7準備書面、10ページ。ここは本件土地に、これは係る土地ですけども、富士急行の土地。本件土地に隣接する北富士演習場が原野山林状態であるにもかかわらず、同じ賃貸人である山梨県により、本件土地よりも数倍もの価格、別荘の5倍、ゴルフ場の7倍で賃貸されている看過しがたい事実がある以上、本件土地の賃料の適正性を論ずるに当たり、北富士演習場の賃料と比較することは、不動産鑑定評価基準に照らして有用であるかという点も、前記第2と同等に極めて重要な論点となっていると。

ここで、求釈明で最後、原告第6準備書面に対する認否及び反論を求めるということなんですけど、この部分について、多分被告側も認否及び反論がまだ出ていないと思うんですが、その部分についてはどうお考えでしょうか。

金子林務長 適正な賃料の算出については、原告と被告が合意しておりますので、これに 対して、そこはもう争点にならないものというふうに考えております。

向山委員
その北富士演習場の部分も含めてですよ、ここで言っているのは。

金子林務長 北富士演習場は、1つの事例として上がってきているもので、要はその適正 な賃料をどこに求めるかというところについての争点はないというふうに考え ております。 向山委員

わかりました。その上で、最後にお伺いします。この週刊新潮にある部分ですけども、週刊誌に書いてあることなので、どこまでかわかりませんけども、県庁幹部は賃料裁判の陰に埋もれた問題を指摘すると。実は富士急が県から借りている440へクタールのうち、17へクタールは演習場内別荘敷という名目で、自衛隊の北富士演習場の敷地に当たります。演習場なので別荘は当然なく、富士急はここを格安で県から借りた上で、国に又貸しのような形で提供し、これに対する交付金として、年間約1,800万円弱が県から支払われていた。賃料と差し引いても、これまでで累計で1億円以上は利益を得た計算です。事業も何もせず、土地を借りて転貸しただけというふうにありますけども、この内容についてはどのような御見解をお持ちでしょうか。

金子林務長 週刊誌の記載でありますので、コメントは控えさせていただきます。

向山委員 週刊誌の記事としてではなくて、私の意見として言わせていただきます。こ ういった事実はありますでしょうか。

金子林務長 すみません、今手元に細かい資料を持っておりませんが、そのとおりという ことはないというふうに理解しております。

向山委員 では、正確な認識というのを、また委員会のほうに資料として提出を願いた いと思います。

皆川委員長 委員会として、今の向山委員の要求した資料提供はよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 じゃ、よろしくお願いします。

向山委員

この訴訟資料を通じて見ると、やはり県の考えが変わってもう争点がなくなってしまっている以上、唯一補助参加人の意見だけが今、別の意見として際立ってしまっているというふうに思いますし、先ほどの部分を見ると、富士急行との癒着ということで、原告側から指摘をされていて、仮に今、原告と被告の争点が一致したとすれば、この癒着構造についても、十分に疑われてしまうような要素が出てきてしまうと思います。そうであれば、県議会としても、この部分については、しっかりとこの場で富士急行の弁明を聞いて、また、県との見解の相違を明らかにするべきと思いますので、富士急行の担当者及び訴訟代理人の出席を求めたいと思います。

皆川委員長 今の参考人の招致については、後ほど委員会として招致するかどうか諮りま すので、後でいいですか。

渡辺委員 それでは、質問に移らせていただく前に、今の向山委員の質問で、ちょっと

1点だけ確認させていただきたいんですけれども、向山委員の発言の中で、富士急行が17へクタールを転貸したかのような発言がありましたが、私の認識としては、むしろ県が富士急行に賃貸しているものを、国にも賃貸しているという、賃貸というか、国にも貸しているという認識ですけども、そこだけ1点、お答えいただきたいと思います。

金子林務長 今おっしゃられているのは、演習場内別荘地のことですか。それは、委員御 指摘のとおりでございます。

渡辺委員 だから、富士急行が転貸しているのではなく、むしろ県が富士急行にも貸し、 国にも貸していると、そういう理解でよろしいということですね、そこの部分 だけは。

金子林務長 富士急行に貸していた土地を、その後、国の演習場としてもお貸ししている と、そういうことでございます。

渡辺委員 承知しました。

それでは、質問に移らせていただきたいと思うんですけれども、まずそもそも、これもまた向山委員もおっしゃられたんですけども、県にとって重要なこの訴訟を追行するに当たって、県としてどのような体制で行ってきたのかが、私にとっても、誰が意思決定をして、どんな会議で、どんな内容が話されてというのが全くお答えいただけていないというふうに感じております。通常そんなことはないと思っております。

そのような中で、私がさきの委員会で質問した中で、藤田弁護士が知事に対して、何の了解も得ることなく、こちらにきょう提出いただいた準備書面を裁判所へ提出したというようなことを、本会議で発言なさっていたと思いますが、訴訟代理人とのやりとりというのは、どの方がやって、どこへ報告して、どこで了解を得ていたのか。それについて改めてお伺いしたいと思います。

保坂行政経営管理課長お答えします。

訴訟代理人とは、まず行政経営管理課が弁護士の第1の窓口になってございます。なので、藤田弁護士からの準備書面につきましては、まず我々のところで受けております。

それから、それについては県有林課が担当課になっておりますので、県有林 課にその準備書面についてお渡しして、中身を確認していただく。このような 手続をとっております。

渡辺委員
それでは、改めてお伺いいたします。

藤田弁護士が担当の課に準備書面を恐らく提出されたと思うんですけれども、 それは確認されたのでしょうか。

保坂行政経営管理課長 確認しております。

渡辺委員 それでは、そこから先ほど担当課に上がってくるというお話でしたけれども、 担当課としては、そこを確認されたのでしょうか。

小沢県有林課長 確認しております。

渡辺委員 訴訟代理人と折衝する県の窓口は確認して、そして御説明のあったとおり担 当課へ回した。そのところも確認した。しかしながら、本会議で確認していないと答弁があった。どこに齟齬が生じているんですか、どの時点ですか。

皆川委員長答えられますか。答えが困難なようなら、では質問をかえて。

(「答えなきゃだめだよ」の声あり)

渡辺委員 もちろん、後ほど御回答を、明確なる回答をいただきたい。先ほどの訴訟の 意思決定の話とかかわってきますので、それも含めてどのような期間で、どの ようなタイミングで、誰が決裁して、あのような本会議の発言になったのかに ついて、明確な説明を求めたいと思います。

質問をかえます。

皆川委員長 今のは。

渡辺委員 今のところは後日答えていただきます。

皆川委員長 委員会として求めるということだね。

渡辺委員質問をかえます。

大きな訴訟の転換が8月12日の被告の上申書によって行われたということは、今の質疑の中でも皆様方の共通認識であろうかと思います。

大きな争点がなくなって和解というような話になっていると思うんですが、 そもそも大きな争点がなくなったのであれば、原告に対して訴訟の取り下げからまずお願いすべきだと私は考えるのですが、和解の交渉に至る前に、そもそもこの訴訟を取り下げてくださいというお願いを、県としてされたのでしょうか。

保坂行政経営管理課長 訴訟の終わらせ方とすると、原告と被告で和解をするという形が一つ の形になるかと思いますけれども、県としてというか、訴訟代理人を通じて和 解の交渉をしているということになっています。

市川総務部長 補足で申し上げます。今回、原告のほうと現実的な訴訟の取り扱いについて、 和解交渉をしていくに至ったわけですけれども、原告側の認識としては、本件 訴訟の中で賃料の基礎価格を100年前の山林原野とすることは、不動産鑑定 評価基準に反する。また隣地の賃料とも大きく乖離していることも明らかにな ったと。このような事実を踏まえて、被告は地方自治法に定める適正な対価と して、本件土地の賃料基礎価格は土地の時価を前提とすべきであるという考え に至ったと理解していると。

その上で、山梨県が適正な行政を行うため、検証委員会を設置することを約束した和解案が提示され、原告としては、先ほど申し上げたように、被告の誠実な対応を評価して、被告が提示した和解案に応ずることとしたということで、原告側の認識としてですね。

御案内のとおり、その和解案の中には、取り下げというようなことが入っておりますので、今回お出しさせていただいている議案の中に、そのように御理解いただければと思います。

渡辺委員

先ほど言われたように、訴訟の終わらせ方としては、判決があるか、和解を するか、原告が取り下げを行って訴訟が終わっていくかということだと思いま すけれども、今の総務部長の説明であるならば、原告としては和解でなければ 取り下げには応じないということですか。

市川総務部長

取り下げが含まれている和解条項の中に、しっかり検証委員会でみずから調査して適切に今後請求権等を行使していくということとセットでございます。

渡辺委員

わかりました。では、あくまで和解ということで。

先ほどの、大分前になるんですけれども、確認ですけれども、原告は今定例 会終了まで待っていただけるという理解でよろしいですか。

市川総務部長

第121号議案につきましても、事実のみ申し上げますと、第120号議案と同様でございまして、11月定例議会における議決ということで、原告のほうからは言われております。これはあくまで事実でございます。

ただ、私どもの説明の中で、第120号議案を提出した際に、審議時間の観点もありまして、私どもの説明の仕方もよろしくなかったのかというふうに反省しておりますけれども、結果としては、そういった審議のお願いの仕方に対する御批判もあったというふうに受けとめております。

ですので、私ども、この第121号議案を提出するに当たっては、そこは慎重に議会にお諮りする以上、どういうふうなお願いをするのかということは、慎重に考えた結果、原告からはそのように迫られているということは事実で、私どもも議案を提出する以上は、御議決はいただきたいという立場は変わりませんが、私ども議案を提出する側として、11月定例議会中にということは申しておりません。慎重に考えた結果、そのような丁寧な、事実は申し伝えつつ、議会に対してはそういったことも、結局は考慮していても、こうやって私は答弁している以上、考慮してということになってしまうんですけれども、議案提出の際には、そこまで申し上げなかったという経緯もあるので、そこは御理解いただければと思います。

渡辺委員

当然、議会に対する執行部の対応としては、それがもちろん原告が何とおっしゃられていようと、議会としては原告のおっしゃられていることも、確かにそうかもしれませんが、議会としてはこのいわゆる県政の大転換を行った適正

な賃料とは何かについては、やっぱり議会として慎重に議論していかねばなりませんので、仮に原告から期限を切られたとしても議会は議会の責任として、これについて真正面から議論を交わしていかなければならないと私個人は考えておりますので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

また、体制の話になってしまうんですけれども、被告上申書の8月12日のこの大転換を受けて、補助参加人は大分後に10月ぐらいになって、それに対する反論を提出されているわけですよね。通常、利害関係人たる補助参加人と、被告たる県は、今まで恐らくいろんな協議を重ねてこられたと思いますが、この18日の時点で、いわゆる大転換が行われたことについて、時系列を見ますと、補助参加人に対して説明がなされていないような心証を受けるんですが、補助参加人に情報提供あるいは協議の場をどのようにして設けて、どのように行っているのか、お伺いいたしたいと思います。

金子林務長

訴訟手続の中で、十分な時間がとれていないというところもありますが、8 月12日は、上申書についても、補助参加人というお立場ですので、同時に文書は送付させていただいています。

その後、8月18日も直接送付をしていて、合計で、11月10日の公判前までに当方の準備書面が3回、補助参加人からの準備書面が2回ということで、書面による意見交換ということになってございまして、今後検証委員会の中において、直接補助参加人から御意見をお聞きするなど進めていきたいと考えております。

渡辺委員

書面によるやりとりを行ってきたということで、恐らくそれでは8月12日 のこの被告上申書の進行等についてというのは、恐らく補助参加人は書面で初 めて知ったということですか。そういう理解でよろしいですか。

金子林務長

そういうことになります。

渡辺委員

それは余りにも、余りにも、今まで同じ立場の中で訴訟を補助参加人の立場とはいいながらも行ってきた中で、これ以前とこれ以後では、ほとんど主張が異なっていることについて、補助参加人は突如書面で知らされるということは、私には余りにも利害関係者たる補助参加人に対して誠実な対応ではないと考えます、今の御答弁をお伺いして。

その辺も含めて、さきの質問で、一体訴訟の対応をどのような体制で行って きているのかについて、あわせてそのときにまた質問をさせていただきたいと 思います。

続いて、きょう資料をいただいたんですけれども、そもそも原告のほうが住民監査請求及び住民訴訟に至る段階で、いわゆる適正な対価ではないと、こう主張されておられると思うんです、原告のほうは。原告は、その主張の立証責任があると思われます。その立証をする中で、証拠として原告は不動産鑑定書を提出されているんですか、ここに。

金子林務長

裁判上の資料はお示ししたとおりですので、提出されていないということに

なります。

皆川委員長 ないんだね。

渡辺委員

原告は、第三者で公正な不動産鑑定書をとらずに主張を繰り返しているということで認識しましたけれども、それに対して、もちろん県は、当初はこの不動産調査報告書に基づいて賃料は適正であるということを主張されていたと。補助参加人も、これが調査であるということも指摘されながら、補助参加人はAの3号、4号の不動産鑑定書を2通、裁判資料として提出されていると。それによって、適正であるとの主張を行っているという、私は認識をしております。

ところが、8月12日の訴訟の方針転換の後、さきに御提示いただきました 乙第45号の嶋内鑑定によって、くしくも原告の主張が正しいかのような証拠 を被告が提出しているという、そういう時系列でよろしいですか。

金子林務長 鑑定書が出された順番は、そのとおりでございます。

渡辺委員

それで、これは中身については、また見せますけれども、裁判所の資料として正確に出された調査報告書を含めたこの4つの中で、この嶋内鑑定書だけが大きく金額が外れていると私は理解しておりますけれども、その根本的な理由は、やはり素地価格を山林原野でやったか、それとも現況でやったかということですか。

金子林務長 そのとおりです。

渡辺委員

そここそが、私も質問を以前させてもらいましたけれども、鑑定書のどれが正しいのか。それぞれが不動産鑑定士連合協会の会員が出されている適正な鑑定書だと私は思っておりますが、何ゆえ、こんなに差が出るのか。国交省のガイドラインにもそれぞれが主張の中で沿っていると、そっちのほうがおかしいんだという主張を繰り返しておりますけれども、そこについて、県としての御見解はいかがですか。

金子林務長

まず、御質問の不動産鑑定につきましては、いずれの鑑定も不動産鑑定士が行っておりますので、その不動産鑑定士の判断による部分の評価は控えさせていただきますが、そもそも何度も申し上げて恐縮ですけれども、県有財産は、地方自治法の237条2項の規定で、適正な対価で貸付を行わなければならないと。

この適正な対価というのは、当該財産が有する市場価値、いわゆる時価とされることは、一般的な法解釈でもありますし、これまでの法的議論の結論でもあるというふうに知事も答弁しているとおりでございます。

不動産鑑定につきましては、基本法令であります不動産の鑑定評価に関する 法律によるんですけれども、この法律には、地方自治法等との適用関係に及ぶ 規定がございません。ですから、国土交通省が定める不動産鑑定基準に基づい て実施されるということなんですが、この基準には、対象確定条件ですとか、 土地の最有効使用というような原則のほかに、前回の白壁委員のおっしゃって いたような、継続賃料の算定については直近合意時点の貸付料を前提とすると いう規定もございます。

民間の継続賃料の鑑定評価では、直近合意時点の賃料を前提に、その時点から変わった3年間なら3年間のその変化を踏まえて継続賃料を算出して、金額を上げるとか下げるとかというようなことがあり得ます。

一方、県有財産の貸付では、直近合意時点の貸付料自体が適正な対価でない場合、その契約自体が無効になるということになりますので、直近合意時点からの賃料を前提として、継続賃料を算出することができなくなるということになります。

要するに、公有財産である県有林と民有地の貸付とは取り扱いが異なるということが、この大きく変わっている一つの要素でありまして、この不動産鑑定が主張変更の根拠ということではなくて、それを裏づけるというようなものであるというふうに考えております。

渡辺委員

私は、今、林務長が御答弁いただいたこともありまして、それぞれ利害関係人が不動産鑑定士にお願いして、もちろん被告もそう、そして補助参加人もそう、利害関係人がそれぞれ不動産鑑定士にお願いして、不動産鑑定をとっていただいているということだと思います。それに開きがあるということだと思いますので、こういうことができるかどうかは、何とも言えないですけど、むしろこれこそ裁判所に不動産鑑定をしていただくと。裁判所主導のもとで、利害関係人ではない、県でもない、補助参加人でもない、原告でもない、裁判所による不動産鑑定を行っていただき、それを見てみないことにはわからないと思うんですが、そういった方針をとられるほうがよろしいかと思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。

皆川委員長

すぐ答えられますか、今の質問。ちょっとかかるか。

わかりました。ちょうど審査の途中ですが、答えはまた後ほどということで、 この審議について。

審査の途中でありますけど、一旦この審査をとめまして、暫時休憩いたしますが、再開後は、きょう呼んでおります参考人からの意見聴取及び質疑を午後 1時から行いますますので、一旦この審議は中断し、また再開します。

再開は午後1時。今度は参考人の意見聴取ということでやりますので、よろ しいですね。暫時休憩します。

※参考人からの意見聴取

質疑等

皆川委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより参考人からの意見聴取及び質疑を行います。

なお、平成19年度の県有林課長、平成28年度の森林環境部長に御出席を お願いしましたが、御都合がつかないそうであります。

それでは、参考人を御紹介します。

橘田博様、山田秋津様、石原洋人様。

参考人についての資料は、委員各位のお手元に、参考人の略歴をお配りして ありますので、参考としてください。

この際、委員会を代表いたしまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様には、御多忙のところ当委員会の求めに応じて御出席を賜り、ありがと うございます。本日は、過去、県有林の貸付業務及び住民訴訟にかかわったそ れぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただけますようお願いいたします。

それでは、橘田さんから順番に5分程度、意見陳述をお願いいたします。その後、委員からの質疑に対してお答えをいただきたいと存じます。

まず、橘田さんには、平成28年度富士・東部林務環境事務所長だった当時 の県有林貸付事務の状況について御意見をお願いいたします。

橘田参考人

平成28年度富士・東部林務環境事務所の所長をしておりました橘田でございます。

私、28年度に富士・東部林務環境事務所長として仕事をしていました。そのときのことについてお話をさせていただきたいと思います。

県有林の管理ということは、林務環境事務所の所掌事務ということになって おりまして、このことについて事務所で事務を執行していた責任者ということ でございます。

その中で、今回の土地貸付問題については、毎年というか、その年の契約更新事務ということがございまして、その契約更新の事務について、私どもの事務所のほうでやっていたということでございますので、粛々と事務的なことを事務所のほうでは滞りなくやっていたというふうに思っております。

以上でございます。

皆川委員長

それでは次に、山田森林環境部技監には、平成28年度県有林課長であった 当時の県有林貸付事務の状況について御意見をお願いいたします。

山田参考人

よろしくお願いします。現在、森林環境部技監ですが、当時平成28年度の 時点では県有林課長ということで、県有林の管理経営、それと今回お話に出て います貸付の関係等を当然総括していたという立場にございます。

貸付の関係でいいますと、ちょうど更新手続が幾つかありまして、更新手続 事務の部分をやっていたということがございます。あとは、管理経営というこ とで、ほかの業務もやってきたわけですが、今回の話でいいますと更新手続事 務ということになろうかと思います。 以上です。

皆川委員長 ありがとうございました。

次に、石原峡東地域県民センター所長には、令和元年度行政経営管理課長だった当時の平成29年(行ウ)第6号事件の訴訟にかかわる事務について御意見をお願いいたします。

石原参考人 私は昨年度、令和元年度ですけども、行政経営管理課長といたしまして、当該訴訟の追行を行っておりました。昨年度につきましては、年度当初に新たな弁護士さんの選任ですとか、引き継ぎの手続、また通常の追行事務であります訴訟の進行管理ですとか、弁護士と担当課の橋渡し等を行っておりました。

皆川委員長 参考人からの意見陳述が終わりました。 続いて、委員からの質疑を行います。質疑はありませんか。

向山委員 県議会議員の向山と申します。よろしくお願いします。

以上でございます。

なかなか大きな問題の中で、こうして参考人で御出席をいただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

その上で、事実関係を確認する、また現在の状況について御自身、個々のお立場もあると思うんですけども、可能な限りお答えをいただければ幸いに思います。

まず、今回こうして大きく県が方針転換をしたということに関して、当時は素地価格か現況価格かという議論もあった中で、素地価格で決定をしたということになると思いますけども、まずはこうした大きな方針転換をしたことに対して、森林環境部に所属をされていた、また総務部に所属をされていた立場からして、どのようにこの事態を捉えていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

山田参考人 先ほどの質問でございますけど、まず平成28年当時は、素地価格でやるということが、何ていうんですかね、正しいという考え方のもとに進めてきたというところが、まずございます。ここに来て、大きな方向転換ということが出てきているわけですけど、私が担当していたときは、この賃料の改定のときではなかったものですから、あくまでも更新手続が主ということで、正直言うと、余りそういう部分にかかわっていなかったときでございます。訴訟とか住民監査請求も、私が出た後の年だったものですから、余りそこの部分に深くかかわっていたということはございません。

ただ、継続貸付に関しては、5へクタール以上を超えるものについては、森林総合利用協議会の意見を聞くということがございまして、平成28年当時、利用協議会の中で意見をお聞きしたというようなことがございます。

以上でございます。

皆川委員長 いいですか、向山委員、全員ね。

向山委員全員です。

皆川委員長 では、あとの方に。

橘田参考人 今、現山田技監が申されたとおりでございまして、その事務について私ども 出先の事務所では事務行為、契約の行為を粛々と進めていたということでござ います。

以上です。

石原参考人 私どもずっと当該訴訟に関する追行を行ってまいりましたけれども、正直申 しまして、結論がひっくり返ったということで、驚いたのが正直なところでご ざいます。

向山委員 与えられた条件の中で職務を遂行するというのは、公務員として当たり前のこととしてやられていたと思うんですけども、現状、県の方針、見解とすると、当時は法的に間違っていた、全て違法無効だったというふうに言い切られている状況であります。その違法無効、公務員としたら、あってはならないような状況をつくり出してしまったということについては、どのようにお考えになっていますでしょうか。

山田参考人 当時は、そういう認識は一切ございませんでしたので、あくまでも素地価格で算定するということが正しいという認識で仕事をしてまいりました。法的にいるいろ議論する中で、今回のようなことになったということは、当然承知しているわけなんですが、当時としては、そういう認識は一切なかったということでございます。

橘田参考人 私ども出先の事務所におきましても、単価改定に基づいて契約事務を行うと いうことで事務行為を行っていたということでございまして、それが違法だと か、そういうようなことは全く考えていなかったということでございます。

石原参考人 私どもといたしましても、所管課が県有林課でございましたものですから、 そのサポート役に徹して事務を進めてまいりました。内容的なものにつきましては、私どもの所管ではございませんので、回答は控えさせていただきます。

向山委員 ありがとうございます。

その上で、当たり前の部分なんですけど、ちょっと聞かせていただきたいんですが、原告側の主張によりますと、富士急行との癒着があったと。それによって価格がゆがめられているんじゃないかというような見解も示されていますけども、平成28年度当時、石原参考人はちょっと立場が違うと思うんですけど、山田参考人と橘田参考人にお伺いしたいんですが、平成28年度当時、その富士急との癒着があったとお考えでしょうか。

山田参考人 癒着があったとは考えてございません。

橘田参考人 私も癒着があったということではございません。

向山委員明確に御答弁いただきましてありがとうございます。

もう一つ、これは平成28年度のことを通して言っているわけではないんですが、原告が森林総合利用協議会等での県有林課長、また県の答弁が虚偽答弁だと。わかっていたにもかかわらず、誘導をしてそういった虚偽の答弁をしたというような主張をしていますけども、これも明確に虚偽、うそをつこうと思ってこの見解を言っていたのか、そこについてはどのような御見解でしょうか。

山田参考人 当然、決して虚偽の答弁をするということはございません。

橘田参考人 私は、その利用協議会には出席していませんので、そのことについては私の ほうでは答弁することはないと思っております。

向山委員 ありがとうございます。

先ほどは県のほうでは検証委員会で判断をするということでしたけども、当 時の担当職員の方、明確に虚偽答弁はないということを確認させていただきま した。

その上で、今回訴訟の中では、歴代知事の賠償責任ということが問われているんですが、知事との関係についてお伺いをします。担当の課長さん、また出先の所長さんとして、知事とはどのような場面で説明をし、また判断を仰ぐような機会があったか、お伺いします。

山田参考人 平成28年当時は、先ほどもちょっと御説明しましたけど、更新手続でございましたので、利用協議会の結果こういう形で更新することになりましたという報告をした経緯でございます。賃料の話は一切、当時は前年に賃料を改定していましたので、そういう話は一切してございません。

橘田参考人 私のほうでも、当時の知事に説明をしたとか判断を仰いだとかいうことは一 切ございません。

向山委員 わかりました。当時の知事に、そのことについて一切話したりということは ないというふうに承知をしました。

> その上で、この賃料の増額の請求をするべき立場にあったにもかかわらず、 しなかったことが、この知事の裁量の中で適していなかったということで、原 告側から訴えられている部分だと思うんですが、ここの部分については、実際 にその賃料の増額をすることも検討課題として全くなかったのか、それともそ の賃料の増額については、議論があったけれども、そのままになっていたのか、 ここについて記憶のある限りでお伺いしたいと思います。

山田参考人 何度も言って恐縮なんですが、平成28年の当時は、賃料の改定ではなかったものですから、特にそういう議論はございませんでした。ただ、質問等が、協議会等でも出ましたので、現状のやり方とか、県の考え方を御説明したということはございます。

橘田参考人 平成28年度は、事務所のほうでは継続更新の事務的処理をしたということ でございますので、そういった検討とか、そういうことを事務所のほうでした ということはございません。

向山委員その上で、お答えをお伺いします。

そうしたことも踏まえて、なかなか個人の感覚ではお答えしにくいと思うんですけども、知事が今回賠償の責任を問われていますが、個人的な見解としてですけども、知事に賠償の責任はあるというふうにお考えでしょうか。

山田参考人 個人的な見解をちょっと述べる立場にはないかと思いますので、控えさせて いただきます。

橘田参考人 私も、個人的に自分の意見を申し上げるというのは控えさせていただきます。

向山委員 ありがとうございます。

石原参考人のほうにお伺いしたいと思います。

令和元年度に、まず、細田弁護士から藤田弁護士に交代になったというふうに思います。長崎知事が就任後、一度は口頭弁論で細田弁護士が準備書面を提出されていると思うんですが、細田弁護士から藤田弁護士への変更の理由は何だったんでしょうか。

石原参考人 当時、顧問弁護士が3人おりまして、例年十数件の訴訟を担当しております。 3人に振り分ける形で行っていたんですけれども、今回の事件は複雑であり、 かつ難解な事案であるということから、弁護士に対する負担が大きいというこ とがありまして、当時から1人の弁護士に任せたほうがいいんじゃないかとい う話が出ておりました。そういったことで、専任の弁護士をお願いしたという ことでございます。

向山委員 負担が大きいということで、1人の弁護士にということなんですが、訴訟の 提起は、平成29年度の監査請求がもとになっていまして、令和元年度までに そのタイムラグがあるんですけども、この間、なぜ令和元年度のタイミングで 負担が大きいという判断になったんでしょうか。

石原参考人 当時、負担が大きいという話は近年出ていた話でございまして、やはり近年 出ていた話の中で、細田弁護士につきましては高齢であるということ。当時7 2歳ぐらいだったと思いますけれども、高齢であるので、そろそろ世代交代も 必要じゃないかという話があわせて出ておりました。そんなことで、藤田弁護 士を任用させていただいて、細田弁護士には御退任いただくというような考え に至ったところでございます。

向山委員

細田弁護士が御高齢というところも考慮されたのだとは思うんですけども、ここで県内の弁護士会にも100人以上の弁護士の先生方がいらっしゃいまして、なぜあえて東京の弁護士の先生を課としてお願いをしたか。誰かの御紹介だったんでしょうか。

石原参考人

私も法律に詳しいわけではございませんけれども、行政訴訟を扱う弁護士さんというのは、全国的にも少ないと聞いておりました。そして、私どもは、つてがないものですから、文献ですとかインターネットなどで行政法に詳しい先生がいるかどうかというのを探しました。

藤田先生の名前が挙がってきたんですけれども、藤田先生につきましては、 行政訴訟などでは豊富な実績があるということと、専門性があるということ、 また有名な行政法学者の方がいらっしゃるんですけども、その方と接点がある というような理由から、適任ではないかということで、藤田先生にお願いする こととしたところでございます。

向山委員

県内にも行政訴訟の担当の弁護士の先生はいるんですけども、さらに訴訟の補強をするために藤田先生をお願いしたというふうに、今聞いて自分のほうでは認識をしましたけども、行政訴訟にたけているというのであれば、行政機関とのやりとりもスムーズであって、いろんな部分で意思疎通がしやすいという、そういうようなお考えもあったんでしょうか。

石原参考人

県で扱う裁判と申しますのは、行政学を熟知していなければ、なかなか難しい面があると聞いておりますので、そういったことで行政学に精通しておられる藤田先生を選任したというところでございます。

向山委員

その中で、藤田弁護士との中でやりとりに不都合が生じた。またあるいは藤田弁護士が不誠実な対応だった。もっとこういうふうに連絡体制をとらなきゃいけないんじゃないかというような、藤田先生に対する不満や心配を感じたことはありましたでしょうか。

石原参考人

藤田弁護士も御多忙ながら熱心にやっていただきましたので、やっていって おりましたので、そういった不安ですとかは感じたことは、私はございません。

向山委員

ありがとうございます。

そうした中、ことしに入って交代ということになったんですが、これまでの審査の過程で、その藤田弁護士が、答弁を聞いている限りだと、到底ちょっと弁護士としては信じられないような、被告人に対して全く通知をせずに一方的に訴訟を進めるだとか、そうしたようなことが明るみになっているんですけども、そうしたことは令和元年度中から考えると、なぜそのような状況になってしまったと思いますでしょうか。

石原参考人 私は、今年度の藤田弁護士の行動というのは全く把握しておりませんので、 今、委員のおっしゃったような行動があるとすれば、正直驚いているところで ございます。

向山委員 率直に御意見いただきましてありがとうございました。

あわせて、監査請求を受けて、監査委員の方に説明をしたときには、平成2 8年度のお二人はもう関係ないということでよろしいでしょうか。

山田参考人 平成28年度1年、県有林課長をしていまして、29年度には違う課の課長 をしていましたので、直接携わってはございません。

橘田参考人 私も富士・東部林務事務所の所長は、平成28年度の1年間だけでございましたので、平成29年度のことについては承知しておりません。

向山委員 最後に、お伺いをしたいと思います。

今回の大きな、この山梨県としての方針転換というのは、過去の県政を見て もこれだけ大きな方針転換で県全体に影響を及ぼすというのは、余りなかった のではないかなと思っています。

振り返れば、年間17億円の経済損失、県税に入る部分が失われていた可能性もあるというような大きな、仮に今の県の判断が正しければ、大きな大きな行政的なミスが起こってしまったのではないかと思いますけども、そのことについて、当時の担当者としてどのようにお考えでしょうか。

山田参考人 当時は正しいと思って当然やっていましたので、その当時はそういうことは 当然考えてはございません。ただ、今方向転換をする中で、何ていうんですか ね、そういうお話が出てきているということでございますので、当時とすれば、 もう少し検討するべきことも多々あったのかなというところは感じるところで ございます。

橘田参考人 私も平成28年当時は正しいと思って、事務手続を粛々と進めていたということでございまして、私も県のほうはもう退職しているものですから、新聞紙上で本件について知る限りではございますけれども、正しいと思ってやっていたことが覆っている今の状況を見ると、非常に驚いているということでございます。

皆川委員長 よろしいですか。

向山委員ありがとうございました。

皆川委員長 ほかに参考人への質疑を。

渡辺委員 本当に参考人の方々、大変お忙しい中、本委員会に御出席いただきまして、 まことにありがとうございます。 向山委員の質問ともちょっと関連してくることなんですけれども、あの当時 の令和元年度の行政経営管理課長の石原参考人に何点かお伺いしていきたいと 思います。

特別委員会を進める中で、当然、本会議の答弁も引用させていただいたんですけれども、先ほどの細田弁護士から藤田弁護士にかわられて、被告準備書面が5、6、7と3通、藤田弁護士時代に提出されていると承知しております。その準備書面を被告たる知事が了承することなく裁判所へ提出されたということを本会議の中で例として述べられていらっしゃいました。

それが真実であるとすれば、この準備書面の5、6、7のいずれか、あるいはいずれもかわかりませんが、被告にしっかり了承を得なくて裁判所に出されたということになりますけれども、その当時、被告人の準備書面は、まず窓口たる行政経営管理課長と訴訟代理人たる藤田弁護士がお話をされたと思うんですけれども、そういう認識でよろしいでしょうか、窓口としては。

石原参考人

私どもの行政経営管理課におきましては、訴訟の追行、先ほども申し上げましたが、いわゆる訴訟の進行管理ですとか、弁護士と担当課の橋渡し等の事務を行っているところでございます。通常は、準備書面につきましては、どの裁判でもそうなんですけれども、全てを知事に上げているわけではなくて、例えば大きな転換があるとか、その重要性に鑑みまして、弁護士と担当課で知事まで上げるかどうかというのを判断しているという状況でございます。

渡辺委員

ということは、まず確認ですけれども、この藤田弁護士から上がってきた5番、6番、7番の準備書面は、行政経営管理課が橋渡しをして、担当課へお示ししたことは間違いないということですか。

石原参考人

私もその件については、記憶が曖昧なんですけども、通常ですと準備書面というのは、弁護士の方からコピーをうちの課と県有林課にいただくと。そういったことで、弁護士さん、訴訟代理人が裁判所に出すというような手続をとっております。

渡辺委員

さっきの午前中の委員会の審議の中での話に戻るんですけど、要は県の体制 として、誰が決裁して、どういった会議があってということが大事になってく るんだろうと思います。

ただ、大事なことは、藤田弁護士に不誠実な対応があったという本会議の発言の例示の理由として、被告たる方の了承を得ることなく準備書面等が裁判所へということをおっしゃられていましたので、それは先ほどの石原参考人の話では、知事まで決裁が行くかどうかは、県の中で判断していくということだと思いますので、どなたかが知事まで上げることなく決裁をしていた可能性もあるというようなことですか。

石原参考人

所管課のほうで決裁をとっていくのか、どういう手続でやっていくのかというのは承知しておりませんけれども、基本的には準備書面というのは、担当課のほうで弁護士と相談して、これを知事に上げるのかどうかという判断をして

いるということでございます。

渡辺委員

わかりました。それでは改めて担当課のほうにお伺いして、何ゆえ知事まで上げなかったのかについては、ただしてまいりたいと、そんなふうに思っております。

行政経営管理課長のときに、藤田弁護士から足立弁護士にかわられたとき、 交代のときは違うんですね。

最後に、先ほどと同じ質問になりますけれども、細田弁護士は大変優秀な方で、行政訴訟において経験もすごく豊富で、県の顧問弁護士として何か問題があるわけでもなく、大過なく、むしろ優秀に務められてこられたと思いますが、その方は高齢ということもあって交代なされたということです。ただ交代した藤田弁護士は、おっしゃられたように大変優秀な方で、時の権威的な法学者の先生ともつながりがあってということでありますけれども、そんなに優秀で選んだ方が、その後、解任なのか交代なのか、ちょっと言葉はあやふやですけれども、かわられることになったことは事実ですけれども、そんなふうな不誠実さだとか、訴訟追行能力だとか、弁護士としての資質だとかに、任せられないと思うほど、そんな方だと感じたことはあるかどうかだけ、最後にお伺いいたします。

石原参考人

藤田弁護士がおやめになったということは、本年度になりまして私も新聞等で知ったわけでございますけれども、藤田弁護士選任の際に、私ども藤田弁護士を見つけるところから何回も東京に通いまして、お願いしたり、報酬が幾らでと条件を決めたり、大変苦労したと自分ながら感じています。そういった苦労が、辞任ということになったことについて、率直に申し上げまして、非常に残念だと感じております。

ただ、藤田弁護士、準備書面を出さなかったというのは事実かもしれませんけれども、そのほかの面で特に私自身、個人的にも感じたところはありませんでした、正直。

小越委員

お願いします。私、平成29年2月の定例会、土木森林環境委員会のときに、この問題をお伺いしたときに、たしか山田参考人が県有林課長だと思っております。その当時の議事録を見ますと、先ほどのお話と大分違っておりまして、私、このときからこの問題を取り上げて、今の長崎知事にほぼ近くなってはいるんですけども、当時、山田課長さんは、これでいくということで、今はそれは間違いだったというふうにお話があったんですけども、県有林課として、たしか平成29年3月30日に契約更新されていて、そのときはこの森林総合利用協議会、平成29年2月6日のとき、事務局に山田課長とあるんですけど、これは山田課長さんですよね。

ということは、森林総合利用協議会、2月6日と3月21日に行われていて、 契約を結んだのは3月30日です。3日間の間に2月6日からですけども、山 田課長さん、当時森林総合利用協議会で受けたお話を、契約の中に何か入れる というか、反映することができたかと思うんですけど、そのことはどんなこと があったんでしょうか。

山田参考人

当時の利用協議会に諮った案件としますと、5へクタール以上の継続貸付の部分がございました。その中の一つに、今回の富士急の別荘の話があったということでございます。当時の、当時というか、その利用協議会では、更新手続についての議論がメーンだったということで、更新することについて、いいのか悪いのかということの意見をいただいたというところでございます。

そういう中で、借地法の話とか、いろいろございまして、結果的には、更新 はいいですよということになったと承知しております。その話の中で、借地料 のお話も当然出てきたというふうには認識しております。

ただ、借地料については、先ほどもちょっとお話ししましたが、前年に改定されておりまして、借地料の算定の方法については、間違っているという当然認識はございませんでしたので、それについて何か反映したということはございません。

以上です。

小越委員

間違っている認識はなかったというんですけども、代々この更新をされてきて、3年ごとに賃料見直しもある中で、この案件、この県有林については素地価格、山林原野でやるということを申し送るというか、代々県有林課ではそういうことになっていて、そういうマニュアルみたいなものがあるんでしょうか。

山田参考人特にそういうマニュアルがあるわけではございません。

小越委員

ということは、その当時の県有林課の課長さんの判断で更新する、賃料を上げるときに上げるとか、そういうことを判断できるということだったんでしょうか。それともこういうものだから、ずっとこれでいいという、何か申し送りがあったりとか、文書があったりとか、そういうものがあったのか。それとも県有林課の誰のジャッジでいくと決めるんでしょうか。

山田参考人

県有林課長にそんな権限があったわけではございません。あくまでも、適正 化調査という形で、不動産鑑定士の方に依頼して算定していただいていたとい うものでございます。

小越委員

当時の不動産鑑定は、不動産何とか総合研究所に頼んでいらっしゃるかと思うんですけど、その頼んでいただく前に、山林素地価格を調査してくださいとたしか書いたんですよね。それは誰の判断でやっているのか。何とか鑑定所がやるんじゃなくて、県側からすると、山林原野でやってくださいねというふうに指示しているから、鑑定はそうなったんでしょうか。

山田参考人

すみません、直接その賃料改定のときに携わっていたわけではないので、明確なところはわからないところもちょっとございます。ただ、県のほうからこうしろ、ああしろということをしているわけではなくて、継続賃料ということの前提の中でされているんじゃないかと思います。

小越委員

それで、契約書のところにも、先ほど話もあったんですけども、午前中に、このときは年5回、貸付のところを見て回ったというんですけども、この森林協議会のときに、現地を見たらどうですかというときに、現地を見なかったというんですけども、現地に対してどのくらい見たり、富士急に例えばこういうのはどうなっているのかということをどのくらいやって、どんなことを富士急さんに指導されたりしたことがあるんでしょうか。

山田参考人

まず、森林利用協議会で現地を見なかったというお話があったかと思うんですが、当時、山中湖のこの案件と、もう一つ北巨摩の案件がございまして、とても距離が離れているということで、1日ではちょっと見られないということで、写真を提示させていただいた中で、利用協議会のほうは進めさせていただいたというものでございます。

橘田参考人

私のほうは、その利用協議会のほうで山中湖の現地を見るとかということに 関しては、ちょっと記憶にないということで、利用協議会のメンバーが山中湖 をその件で訪れたということは、ちょっと記憶にはないです。

小越委員

林務とすると、県有林を管理するという義務があるので、山中湖の県有林地を定期的にどうなっているか、富士急さんに指導とか改善とか、それから転貸している状況とか、そういうのをチェックしたりするのは、どのくらいあったんでしょうか。

橘田参考人

どのくらいあったかというふうに言われると、ちょっと数字的なことはわからないんですが、富士急さんの土地の中でいろいろ改変をするとか何とかというような事案があったときには、その手続として申請が上がってきて、それに対して現地に担当者が行って見て確認をして了承をしていると。そういった行為は、通常業務の中でやっているということでございます。 以上です。

小越委員

そうしますと、この契約書の中に貸付土地の使用目的を変更しないこと、貸付土地を転貸しないこと、貸付土地の権利を譲渡しないこと、貸付土地の形質を変更しないことということは、県が確認したり調査して、こういうことはなかったということでいいんですね。

橘田参考人

ちょっとその細かいところまではわからないんですが、契約の中に定められている範囲の中でやっていたということだと思っております。細かいことまではちょっと覚えていません。

小越委員

富士急さんが転貸する場合の転貸料は、時価、時の価格による適正な料金を 定めるものとするとあるんですけど、このようなことは参考人のときにはあっ たのでしょうか。

橘田参考人 ちょっとそこまでは、申しわけございませんが、覚えていないということで

ございます。

小越委員

今回の和解の中で、富士急さん側に不当利得の返還請求というのが書いてあるんですけども、参考人の皆さんでこの不当利得というのが、今までの富士急さんを管理監督する県有地にいた中で、不当利得というものが実際にあったとお考えでしょうか。

山田参考人

その裁判の話は、なかなか個人的には話しづらい部分もございます。富士急とは適正に賃料、貸付を行ってやってきたということで、特にそういうことはないんではないかというふうには思います。個人的な意見です。

橘田参考人

私も富士急さんに対して、特別どうこうしたということは全くございません ので、不当利得はないというふうに考えております。

小越委員

最後にいいですか、済みません。平成29年3月30日に、これを結んでいらっしゃるんですけど、そのとき、先ほど橘田参考人は、粛々と事務手続をやったということで、平成28年度ですから、富士急さんと出先の方がやったのか、本庁かわからないんですけど、富士急さんとこの契約を結ぶときに、富士急側と何か条件だとか、合意だとか、気をつけてくださいねとか、こうなったときこうしますと、そういうやりとりとか確認事項はあったんでしょうか。

山田参考人

基本的に、その手続のほうは、出先のほうがやっていますので、本庁としては継続して貸し付けることは問題ないということを出先に伝えて、あとは出先のほうで契約を結んでいるということでございます。

橘田参考人

出先のほうでは、本庁の意向に基づきまして、契約行為の事務をしたという ことでございますので、契約のときに何か云々ということはございません。

小越委員

はい、わかりました。

白壁委員

さっき、藤田弁護士で相当苦労したという話。ということで、藤田弁護士ってどのくらいの金額で契約したのかな。その中には、鑑定書の関係もあったと思うんだけど、最終的に採用されなかったよね、藤田弁護士の鑑定書は。それも一緒に中に入っているのかな、金額の中に。

石原参考人

具体的な金額は覚えておりませんけれども、細田弁護士と同等金額だったような記憶があります。あくまでも訴訟の追行のためのものです。

白壁委員

その後、多分鑑定書を取っているから、それは別個に払っているのかな。それは次の人かな。また、ここをちょっと調べてもらいたいね。

もう一点、継続賃料のあり方というのは、直近の価格をプラス、大体にして やってくるものだから、だから、もともとこの山林原野をもとにした算定方法 で、これ全国それでやっている。全国といっても北海道と山梨しかないんだけ ど、国有林も道有林も県有林も。これがまず基本にあるから、そのマニュアルがあるとかじゃなくて、まず基本がそこにある。だから、彼らは多分そのまま疑いもなくやっていった。結果的にいったら、もう鑑定の基礎が違っていた。今回はまるで違うよと。で、細田弁護士から藤田弁護士にいった。藤田弁護士は少しやり方を変えながら、知事のいわゆる権限とその責任的なものに考え方を変えていったんだよ。それで、鑑定書を出した。採用されなかった。そこで、あなたはやめてください。

今度、足立弁護士という人が来た。足立弁護士は、原告は何ていうのか、桂 法律事務所だっけ。そうだね。桂法律事務所だな。原告はね。たしかそうだな。

その方が知事の名誉毀損のときに弁護士を務めていた方が、そこのところにもいたり、いろんなものがつながっているんだけど、結果的にはそういうことで、藤田弁護士になって足立弁護士になったと。足立弁護士が、少し藤田弁護士が仕掛けておいたのを、足立弁護士ががらっとかえて、その方向にもっていったというのが現状なんだよね。

でも、そこで藤田弁護士から足立弁護士にいったというのは、さっき言ったけど、わからないと言ったよね。

石原参考人 足立弁護士につきましては、今年度のことなので、私は一切承知しておりません。申しわけありません。

白壁委員 技監に聞くけど、個人的には答えられないかな。こういう形で、今までのものが180度変わったわけじゃない。今、一生懸命、林務は林務として、我々の質問に対して答えてくれているんだけど、この状況を……答えられないかな。どういうふうに考えるかというと、僕からすると、すごくかわいそうだなと思うんだけど、今部内ではそういったものの捉え方というのは、もう全部まとまっているのかな。

例えば、出先の人たちが今までとはまるで違うやり方をやるということになって、これは富士急だけじゃないもんね。主要なところで幾つだっけ、三百何がしというところが主要なところで、金額は富士急が一番多くて、次がコニファーフォレストで、次がスキー場であって、ゴルフ場がきて、その下に清泉寮とかがあるのかな。キープ協会かな。ただ、その辺はもう数千万円単位なので、こういったところも、今から全部見直さなきゃならないんだけど、そういう意思の統一というのは、出先も終わっているのかな。

ただ、ここだけでやって、今回の場合にはその訴訟の関係だけ、富士急の関係だけをやっているんだけど、影響するということは間違いないんだよ。そのときに、意思の疎通というのは諮っているのかな。

山田参考人 意思を諮っているかどうかというお話だと思いますけど、当然、最終的に方向が何ていうんですかね、決着したというか、その時点で話をするということにはなります。ただ、今の時点だと、まだ最終的なものが見えていないという部分もございますので、そこがはっきりした時点で、ということだと思います。

白壁委員 じゃ、今この係争中の期間で、契約更新だとか改定だとかというのは、とめ

1 笙 安 貝

てあるの。

山田参考人

賃料改定に関しましては、ことし調査をかけるというのが、今までのやり方でございます。ただ、コロナの影響等ありますので、その部分を考慮して、何ていうんですかね、来年度にまたぐような形で進めたいというふうには考えているところでございます。

白壁委員

とまっているところも出て、大変迷惑なことだろうなというふうに感じておりますけど、それで今、転貸という話があったよね。転貸って、県有林使用何とか貸付一覧表というのを見ると、転貸は結構あるんだけど、例えば富士山の山小屋も吉田恩組に貸して転貸しているとか、ほかの別荘地もあったり、いっぱいあるんだけど、これは富士急行と同じような捉え方の転貸は、協議の上でオーケーになっているのかな。だから、そういうことをしているのかな。

山田参考人

転貸については、契約書の中でも当然何もせずに転貸するのはだめだという 条項になっているんですが、ちょっと条文は忘れてしまいましたけど、何条か で、転貸の場合はちゃんと協議をしろという条文が入っていますので、それに 基づいてやっているものです。

向山委員

石原参考人に、ここだけちょっと確認をしたいんですけど、藤田弁護士を選任するときに、知事、または知事部局から、この弁護士はどうだという指示はありましたでしょうか。

石原参考人

藤田弁護士は、先ほど申し上げましたように、私どもで苦労して探して、めどをつけさせていただいたということでございますので、特にどこからか指示があったというようなことは記憶にございません。

向山委員

あわせて、細田弁護士の交代についても、特に知事、また知事部局から指示 はなかったということを確認したいと思います。

石原参考人

細田弁護士につきましても、ここ数年の間、世代交代ということが課題となっておりましたので、特にそういう指示があったということではございません。

向山委員

また、当時課長の山田参考人にちょっとお伺いしたいんですけど、小越委員の当時のやりとりを見ると、さっき小越委員もおっしゃっていたように、今の知事の論理展開とほぼ一緒だと思うんですね。所在市町村交付金を初め、公租公課の部分も含めて言っているんですけど、そうしたほぼ同じ指摘があったにもかかわらず、そこで気づけなかったというのは、組織上、制度上の問題なのか、そもそもその認識が間違っているのか、どちらなんでしょうか。

山田参考人

まず、大前提として、今までやってきたことは正しいという認識の中で進めていたというのは事実でございます。その中で、小越委員のほうから指摘を受けたということで、当然、今までのやり方が合っているのか合っていないのか

ということは、検討はさせていただいております。

ただ、当然、委員会の中で質問が出ましたので、その時点では今まで正しいという認識の中で答弁をさせていただいております。その後、検討はさせていただいているということはございます。ただ、今までと、何ていうんですかね、考え方は正しいという認識でいたということでございます。

向山委員 そうすると、その検討をしていて、検討をしたにもかかわらず、法的な間違 いを見つけられなかったということでよろしいでしょうか。

山田参考人 検討が甘かったということではなかろうかと思います。ただ、大々的に検討していたということではありませんので、その辺のところはちょっと甘かったのかなということはあるかと思います。

向山委員 わかりました。その上で聞きます。山田技監は、本音で言うとどう思っていますか。素地価格が正しいか、現況が正しいか。組織がその現況になってしまったから従っているのか、本当は素地価格が正しいと思っているのか。組織に従っているのか、御本人の本音を聞かせていただきたいと思います。

山田参考人
その答えは控えさせていただきたいと思います。

向山委員 ということは、恐らくです。ここは個人的な感想ですが、今でも部局内に素 地価格が正しいと思っている人はいると私は思っています。それをこの今の状 況で推し進めて現況ということでやるということに対して、少なからず心の中 で本当にそれでいいのかと思っている方がいるという中で、仮にこのまま契約 更改に推し進んだ場合に、その方々はどうやってやるのかなというところがあ るんですけど、先ほどの白壁委員の中にもありましたけども、部局内の考え方 の統一というのは、今の技監のお立場、当時の課長も含めてなんですけど、ど うやってその認識、意識を統一してやっていくべきだというふうにお考えです か。

山田参考人 何が正しいのかというところを、今追究しているというふうに認識しております。その正しい方向に向かって進めていくということになろうかと思います。

向山委員 今の御答弁は本当にありがたいなと。何が正しいのかを、まだやっぱり今の 現状でも追究をしているという認識だというのがわかります。それであれば、 まだ県当局としてかちっと決まっていない部分もあるから、それはやっぱりこ の県議会でも、県の討論の中でも、議会の中でも、何が正しいのかというのを しっかり追究をしていかなきゃいけないなというのを、改めて認識をさせてい ただきました。ありがとうございます。

白壁委員 所在地交付金という話があったね、今ね。所在地交付金というものの捉え方というのは答えられるかな。所在地交付金というのはわかるよね。県有地だから、市町村に交付して、そこから来ると。これは今、所在地交付金のほうが安

いんだよね、評価額が。物によっては、所在地交付金のほうが高くて、こっちのほうが安いというのは、不動産鑑定の捉え方というのは、需要と供給のバランスといって、需要があれば賃貸料って高くなる。だから、逆のところがあるのよ。だから、一概にこれが一律じゃなくてはだめなんだよという捉え方をしていないんだけど、県はどういうふうに考えているんだろう。

でも、この嶋内鑑定人の捉え方というのは、そこを指摘しているんだけど、その中には逆転しているところもあるんだよ、世の中には。需要と供給だから。だから、ここが全部これが一緒という考え方は成り立たないんだ。だから、鑑定書にはそういう形で書いてある。こういう捉え方、こういうふうに考えているのかな、県は。林務はどういうふうに考えているのか。

山田参考人 所在地交付金は、法律に基づいて交付するということになりますので、その 法律に基づいた算定をしていくということになろうかと思います。

白壁委員 だから、違う、今は安いんだって。これが問題だから賃貸料を上げろと言っているの。これが今度、これを超えて需要がすごくよくなって、できたらこれ賃貸料が上がるんだけど、賃貸料が上がってくると所在地交付金のほうが少なくなるときがある。これが補正値といって、税金とその路線価というのを調整していくんだけど、それがずっと上がっていくと、いつまでたっても超えてこない。景気悪くなって、別荘地だから、ドカンと下がると。またこんなことになってくる。これは上げろというんだよ。これはおかしいんだよ。

だから、こういう捉え方が、県の林務でなければ、この何とか鑑定士、覚えられないの、この人の名前。何とかという人の鑑定、今回出ている20億というやつ。その人の考え方は、そこに論点の矛盾があるんだよ。こういう捉え方をしている。林務は知っているのか。わかっているのかね。

山田参考人 その不動産鑑定の細かいところは専門でないので、ちょっとわからないところが、正直言ってあるんですけど、当然、所在市町村交付金というのは、固定資産税を賄う、賄うというんですかね、市町村への固定資産税に相当する額を交付するというものでございますので、当然その法律に基づいた形で交付していくということになろうかと思います。

皆川委員長 参考人の方には2時までとお願いしてありますので、時間がありません。 小越委員、では1問、本当に短く。

小越委員 先ほど、向山委員の質問で、私の質問を検討したというふうに答弁があった ので、その前の特別委員会ではしていなかったと言ったので、「えっ、違う」と 思ったんですけども、私は土木森林環境委員会で聞いた次の決算委員会のとき も聞いているんです。決算委員会で鷹野さんが課長でしたけども、そのときも 山田課長さんと同じように答弁して適正でございますと、これは素地でござい ますということで、ずっと言っていたんですよね。

> それで、検討していただいたことは、どうして検討しましょうと、誰が検討 しようと言ったのか、それはいつごろ始まったのか。でも、やったけど、やっ

ぱり素地でいいやというふうに、その経過というのが、もしわかったら教えてください。

山田参考人 説明が少し足りなかったと思うんですけど、その前の住民監査請求、訴訟等 が出たときに、再度検討はしていると、そういう意味で言ったつもりでござい ます。すみません。

小越委員 訴訟があったから検討したけど、住民監査請求のときは今までと同じ素地で やっていくとずっと考えていたけど、やっぱりその後に今のようになったのは、 住民監査請求の後に県がやっぱり考え直したという理解でいいんですよね。 山田課長が県有林課のときには、別にずっとこのままでいたということで、そう いうことですよね。

山田参考人 すみません、そのとおりでございます。

皆川委員長 以上で質疑を終了いたします。 参考人の皆様には、お忙しい中を当委員会に御出席の上、貴重な御意見をい ただき、心から感謝申し上げます。本日はまことにありがとうございました。 参考人の方は御退席をお願いします。

(参考人退席)

皆川委員長 この際申し上げます。今後の本委員会の審査予定についてであります。

本件に関する審査日程につきましては、委員長に委任いただいているところであります。本日は第121号議案についても審査を行う予定となっておりましたが、執行部の資料の説明における質疑についての答弁が十分行われていないことから、本日の委員会はここまでとし、明日12月18日午後1時から委員会を開き、引き続き質疑を行うとともに、第121号議案の審査を行うことといたします。御了承願います。

白壁委員 きょうの説明で、そのときに私はいなかったからというと、一番重要なところというのは、弁護士の交代だとか、そういったときの行政経営何とか課なので、そういうときの質問が一番枢要だと思うのね。確かに、藤田弁護士を見つけました。その後、金額は細田弁護士と同じ金額だったでしょう。その後、鑑定書の分は、多分ふえていると思うんだけど、採用されなかったからでしょう。こういったものについては、やっぱりそのときの当事者の人が参考人じゃな

こういったものについては、やっぱりそのときの当事者の人が参考人じゃないと答えられないということになるので、想定した中で、そういったかわった時期だとか、そういうところの人をぜひ。もしくはそのときに4年間なのか、大体2年ごとだからというと、そういう参考人をぜひ招致してもらいたい。

皆川委員長 はい。なお、12月23日及び24日にも本委員会の開催が予定されており、 引き続き現地調査、参考人招致等を行いたいと考えております。あわせて御了 承願います。 以上で本日の予定は全て終了いたしました。これをもって散会いたします。

その他

- ・裁判所提出書類の取り扱いについて、民事訴訟法第91条第3項の規定では 訴訟記録の謄写、その正本、謄本等の交付を請求することができるのは当事者 及び利害関係人のみとなっているため、当委員会における審査のため各委員へ 提供された裁判所提出書類の取り扱いに留意するとともに、本件に関する特別 委員会の審査終了後は事務局へ返却する扱いとすることとされた。
- ・平成19年度の県有林課長及び平成29年度の森林環境部長に対し参考人として本日出席するよう依頼したが都合がつかなかった旨、委員長から各委員へ伝達された。

以上

県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員長 皆川 巖